**育児等との両立のための研究補助者雇用経費助成について　　(試行)**

本学教員が、出産・子育て又は介護と研究の両立ができるよう支援するために、研究補助者を雇用する経費を助成する事業です。

**《助成対象者》**  
本学の常勤の大学教員で、次のいずれかの条件に該当し、出産・育児・介護等と研究の両立が困難な状況である方

(1)妊娠中の方  
(2)小学校3年生までの子どもを主に養育している方  
(3)市町村から要介護の認定を受けている親族(同居別居は問わない)を主に介護している方  
(4)その他、上記に準ずる理由がある方（例えば、要介護の認定を受けていないが家族の介護をしている、ライフイベントなどにより研究時間の確保が非常に困難な場合　等）

※産前・産後休暇中、育児休業中、介護休業中及びその他事由による休職中により、研究等の活動を中断している方は利用することができません。

**《研究補助者》**

･研究補助者となる者は、本学大学院生又は学部学生とし、助成対象者が選定する。

・研究補助者は非常勤職員として雇用し、職名はリサーチ・アシスタント又は技術補佐員とする。雇用に当たっては、助成対象者が各部局において手続きを行う。

・研究補助者は、助成金額内であれば複数名雇用できる。

･研究補助者の業務内容は、助成対象者の研究補助(危険を伴う実験等を除く。)に限るものとする。

**《助成期間》**平成30年4月1日から平成30年9月30日

**《助成対象者及び助成金額の決定》**・提出された「研究補助者雇用経費助成申請書」に基づいて審査し、男女共同参画担当理事がその結果をもとに決定する。

・助成対象者一人あたりの助成金額の上限は30万円とする。ただし、予算の都合上、応募者多数の場合等は申請した金額よりも減額されることがある。

**《応募締切》**「研究補助者雇用経費助成申請書」に必要事項を記入のうえ、所属部局の総務担当係を経由して、平成30年3月9日（金）必着で男女共同参画推進室(内線9830）に提出してください。

**《助成報告書の提出》**助成期間終了後2週間以内に「[研究補助者雇用経費助成報告書](http://www.shinshu-u.ac.jp/danjo/news/hojosha-houkoku.docx)」を男女共同参画推進室へ提出してください。

**《お問合せ・提出先》**

男女共同参画推進室

電話番号 : 9830(内線) メール : danjo@ab.mie-u.ac.jp